兵庫県後期高齢者医療広域連合議会告示第１号

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例第 51 条に基づく令和７年度の個人情報保護制度の施行状況について、次のとおり公表する。

令和８年７月３日

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議長　今　西　正　男

（１）開示請求の状況及び処理状況

（単位：件）

請求件数	処　理　状　況					
	開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	却下
0	0	0	0	0	0	0

（２）訂正請求の状況

０件

（３）利用停止請求の状況

０件

（４）不服申立の状況

０件

（５）利用目的以外の目的での利用・提供状況

区　分	件　数
本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（第 12 条第２項第１号）	０件
議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（第 12 条第２項第２号）	０件
連合長、選挙管理委員会、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、独立行政法人通則法第２条第８項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（第 12 条第２項第３号）	０件

専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（第 12 条第２項第４号）	０件
合　計	０件